

恩給・共済年金担保融資をご利用のみなさまへ 重要なお知らせ

現在、お客さまにご利用いただいている恩給・共済年金担保融資については、軍人恩給および援護年金等を除いて、令和4年3月末をもって、申込受付を終了します。

【背景】

- 恩給・共済年金担保融資については、令和2年の年金制度の法律改正により、大幅な縮減が決定され、軍人恩給および援護年金等を除いて、令和4年3月末をもって、申込受付を終了することが決定しました。
- 独立行政法人福祉医療機構が実施する年金担保貸付制度・労災年金担保貸付制度（主な利用者は民間被用者）については、令和4年3月末をもって、申込受付を終了することが決まっており、官民不平等を防止する観点から恩給・共済年金担保融資についても同様に廃止するものです。

【ご案内】

- 令和4年3月末をもって申込受付を終了するまでの間は、お取扱に変更はございません。
- 恩給・共済年金担保融資の返済期間及び返済方法は、従来と全く同様ですので、令和4年3月末の申込受付終了時に残っている借入額を、繰り上げて返済する必要もございません。
- 家計に関する支援が必要な方は、お住まいの地域の自立相談支援機関にご相談ください。また、一定の審査要件を満たす方は社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金貸付制度」を利用することができます（詳しくは裏面をご覧ください。）。

【解説 1】「自立相談支援機関」について

【利用対象者】

生活に困りごとや不安を抱えている方

【支援内容】

相談いただいた内容に応じて、どのような制度やサービスが必要かを一緒に考え、具体的な問題の解決に向けた計画を作成し、寄り添いながら支援を行います。また、より具体的に収支状況の改善に向けた家計改善支援事業（家計管理に関する支援、滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援、必要に応じて貸付のあっせん等）の利用をご案内することがあります。

※利用を希望される方は、お住まいの地域の自立相談支援機関等にご相談ください（最寄りの相談先がご不明の場合には、お住まいの市区町村にご確認ください）。

【解説 2】「生活福祉資金貸付制度」について

◆福祉資金は日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要なであると見込まれる費用を貸し付ける資金です。対象世帯については、次の通りです。

低所得世帯

必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）

障がい者世帯

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（現在、障害者総合支援法によるサービスを利用している等、これと同程度と認められる方を含む）の属する世帯

高齢者世帯

65 歳以上の高齢者の属する世帯（日常生活上、療養または介護を要する高齢者等で、一定の収入要件あり）

◆このほか、不動産担保型生活資金（低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金）があり、高齢者が療養または介護を要する状態にない場合も含まれます。

◆それぞれの貸付には、記載している以外にも条件等があります。また、各都道府県社会福祉協議会による審査があります。

※貸付を希望される方は、お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会にご相談ください。